

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	5-メチルキノキサリン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年10月16日付け厚生労働省発食安1016第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	成分規格の改正
評価結果の概要	食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。（平成24年10月22日府食第930号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年12月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年1月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年2月20日～3月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年4月12日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月15日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	乳酸カリウム
評価品目の分類	添加物
用途	調味料、pH調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料、pH調整剤）
評価結果の概要	<p>乳酸カリウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>ただし、乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべきである。</p> <p>（平成25年1月21日府食第40号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成24年12月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成25年1月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成25年2月20日～3月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成25年4月12日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成25年5月15日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>（施策の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、「一日摂取許容量を特定する必要はない」と評価されたため、特段使用基準を設定しなかった。</p> <p>なお、食品健康影響評価において、『乳幼児向け食品に添加物「乳酸カリウム」並びに乳酸及び乳酸塩類を主成分とする添加物を使用する場合、代謝性アシドーシスをもたらす懸念があるため、適切な措置が講じられるべきである。』が留意点として挙げられているため、事業者に対して、当該事項の周知及び乳酸塩類等の食品添加物を乳児向けの食品に対して使用しないように注意喚起を行った。</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸カリウム
評価品目の分類	添加物
用途	調味料、フレーバー（助剤としての使用を含む。）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料、フレーバー（助剤としての使用を含む））
評価結果の概要	硫酸カリウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 （平成25年1月21日府食第39号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年12月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年1月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年2月20日～3月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年4月12日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月15日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アンモニウムイソバレレート
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月28日付け厚生労働省発食安0228第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	アンモニウムイソバレレートは、食品の着香目的で使用する場合、安全性に懸念が無いと考えられる。 （平成25年2月18日府食第126号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、当該物質の必要な資料（成分規格等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて新規指定等に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	3-エチルピリジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年6月14日付け厚生労働省発食安0614第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	3-エチルピリジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念が無いと考えられる。 （平成25年2月18日府食第125号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年1月18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年3月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年5月9日～5月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年6月28日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年8月6日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、使用基準について「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤及び殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月8日付け厚生労働省発食安0308第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	成分規格の改正
評価結果の概要	改正後の使用基準においても当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないとされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 (平成25年3月18日府食第212号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年11月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において今後の対応について審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリメタニル
評価品目の分類	添加物
用途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年4月30日付け厚生労働省発食安0430第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するとともに、食品の規格として食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	ピリメタニルの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定する。 (平成24年6月7日府食第565号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年8月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成24年11月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年1月18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年3月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年5月9日～5月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年6月28日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年8月6日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を发出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 24期上)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール（第2版）
評価品目の分類	添加物
用途	香料及び溶剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	規格基準の改正（溶剤）
評価結果の概要	イソプロパノールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、 一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成24年3月29日府食第311号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年8月30日～9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、 消費者庁と協議
リスク管理措置の実施に 時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年5月16日 厚生労働省より再評価依頼（使用基準の変更）（平成25年5月16日付け厚 生労働省発食安0516第5号） 平成25年5月27日 食品安全委員会より再評価結果通知（平成25年5月27日府食第410号）

(継続 2 3 期下)